

氷見市空き家情報バンク登録促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市空き家情報バンク制度（以下「空き家情報バンク」という。）の活用により、空き家の流通及び移住定住の促進を図るため、空き家所有者が空き家情報バンクに賃貸物件として登録した時及び登録後に移住者との賃貸契約が成立した時に交付する氷見市空き家情報バンク登録促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、氷見市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する一戸建ての専用住宅又は併用住宅（以下「専用住宅等」という。）のうち、既に使用済みであり、且つ現に使用していないもの又は今後使用しなくなる予定であるものをいう（集合住宅を除く。）。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利を有し、賃貸を行うことができる権利を有している者をいう。
- (3) 移住者 市外から氷見市に転入する予定の者又は転入して2年を経過していない者（転入予定日又は転入日直前に1年間以上氷見市に居住していなかった者に限る。）をいう。
- (4) 転貸者 空き家を所有者から賃借し、移住者に転貸しようとする者をいう。
- (5) 成約 所有者又は転貸者と移住者との間で、賃貸借契約が成立することをいう。
- (6) 空き家情報バンク 氷見市空き家情報バンク制度要綱第2条第1項第1号に規定する空き家情報バンクをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、空き家情報バンクに賃貸物件として空き家を登録した所有者又は登録した空き家について成約した所有者であって、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 氷見市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当する者でないこと。
- (3) その他、市長が不適当であると認めた者でないこと。

(交付要件)

第4条 空き家バンクへの登録時に交付する奨励金（以下「登録奨励金」という。）の交付は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に交付する。

- (1) 交付対象者において、氷見市空き家情報バンク制度要綱第4条の規定により空き家を賃貸物件として空き家情報バンクに登録し、2年以上継続する意思があること。ただし、成約した場合はこの限りでない。
- (2) 不良住宅でない空き家であること。

2 成約時に交付する奨励金（以下「成約奨励金」という。）の交付は次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に交付する。

- (1) 賃借者が、交付対象者又は転貸者の3親等以内の親族でないこと。
- (2) 賃借者が、氷見市に転入済みであること。

(奨励金の額等)

第5条 奨励金の額は、登録奨励金2万円、成約奨励金3万円とする。

2 奨励金の交付は、1の空き家について登録時、成約時のそれぞれ1回限りとする。

3 報奨金は、予算の範囲内において交付する。

(奨励金の交付申請)

第6条 登録奨励金の交付を受けようとする者は、氷見市空き家情報バンク登録促進奨励金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の所有者であることを確認できる書類
- (2) 納税証明書（発行日から3月以内のもの）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 成約奨励金の交付を受けようとする者は、氷見市空き家情報バンク登録促進奨励金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登録空き家の賃貸契約書の写し
- (2) 納税証明書（発行日から3月以内のもの）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (4) 賃借者の転入が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定に基づく奨励金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、交付することが適当と認めたときは、交付を決定し、氷見市空き家情報バンク登録促進奨励金交付決定通知書兼確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、奨励金の交付を決定する場合において、奨励金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(奨励金の請求)

第8条 奨励金の交付を受けた者が奨励金の交付を請求しようとするときは、氷見市空き家情報バンク登録促進奨励金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還等)

第9条 市長は、奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、奨励金が既に交付されているときは、市長は、奨励金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその全額について返還を命じることができる。ただし、活用方法等がまちの活性化等に資すると市長が認める場合はこの限りでない。

(1) 登録報奨金の交付を受けた者

イ 空き家情報バンク登録日から2年以内に、空き家情報バンク登録を抹消されたとき（成約した場合を除く）。

ロ 奨励金の交付申請に関して、偽りその他の不正な行為があったとき。

ハ その他、市長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき。

(2) 成約報奨金の交付を受けた者

イ 空き家を借り受けている移住者が、入居した日から3年以内に退去した場合において、退去後、当該空き家を速やかに空き家情報バンクへ再登録しないとき。

ロ 奨励金の交付申請に関して、偽りその他の不正な行為があったとき。

ハ その他、市長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の登録奨励金に関する規定は施行日以後に空き家情報バンクに登録された空き家に対し適用し、成約報奨金に関する規定は施行日以後に空き家情報バンク

を通じて成約した空き家に対し適用する。